○文部科学省告示第六十二号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第二条第六号の規定により同条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を次のように指定する。

令和七年七月三十一日　　文部科学大臣　阿部　俊子

一　二年以上児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の二第一項に規定する児童相談所の所長若しくは所員又は同条第四項に規定する児童相談所の職員であった者であって、同法第十三条第三項各号のいずれかに該当するもの

二　二年以上次に掲げる業務に従事した者

1　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する社会福祉士の業務

2　社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護福祉士の業務

3　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条に規定する精神保健福祉士の業務

三　二年以上、地域おこし協力隊員の業務その他の国又は地方公共団体の委嘱を受けて地域振興に関する業務として、社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導に従事した者

四　四年以上児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に従事した者

五　その他文部科学大臣が一から四までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に開始する社会教育法第九条の五に規定する社会教育主事の講習について適用する。

○厚生労働省告示第二百十七号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和六年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）

被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二七・〇六
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二三・八三
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二二・四九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二一・五二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	二〇・三〇
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一九・五九
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一九・三〇
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一八・一三

改正前

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和五年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）

被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二六・〇七
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二二・九六
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二一・六七
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二〇・七二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一九・五五
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一八・八七
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一八・五九
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一七・四七